おトクｅプラン
for スタン

（主契約料金条件）

2023 年 6 月 1 日 実 施

四国電力株式会社

おトクｅプラン for スタン

目　　次

本　　則 …… 1
　1　適　　用 …… 1
　2　契約種別 …… 1
　3　適用範囲 …… 1
　4　供給電気方式，供給電圧および周波数 …… 1
　5　料　　金 …… 1
　6　契約の変更 …… 2
　7　そ　の　他 …… 3

附　　則 …… 4

別　　表 …… 6

本　　則

1　適　　用

このおトクｅプラン for スタン料金条件（以下「この料金条件」といいます。）は，次の地域に適用いたします。

徳島県，高知県，香川県（一部を除きます。），愛媛県（一部を除きます。）

2　契 約 種 別

この料金条件の契約種別は，おトクｅプラン for スタンといたします。

3　適 用 範 囲

次のいずれにも該当し，当社との協議がととのった場合に適用いたします。

(1)　電気需給条件［低圧］（以下「需給条件」といいます。）12（需要区分）(1)に該当する需要であること。

(2)　株式会社スタン等との契約等を締結されていること。

4　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式，供給電圧および周波数は，１（適用）を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等に定めるところによるものといたします。

5　料　　金

料金は，その１月の使用電力量にもとづき次によって算定された最低料金および電力量料金の合計から(3)の特別割引額を差し引いたものに，需給条件別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えた金額といたします。ただし，需給条件別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合は，需給条件別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定され

た燃料費調整額を差し引いたものとし，需給条件別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を上回る場合は，需給条件別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお，需給条件別表２（燃料費調整）(2)ロ(ｲ)の基準単価は，別表１（基準単価）によるものといたします。

(1)　最 低 料 金

１契約につき最初の11キロワット時まで	667円00銭

(2)　電 力 量 料 金

11キロワット時をこえ120キロワット時までの１キロワット時につき	30円66銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき	36円73銭
300キロワット時をこえる１キロワット時につき	38円59銭

(3)　特 別 割 引 額

特別割引額は，１月につき次のとおりといたします。

１契約につき	88円00銭

ただし，需給条件20（料金の算定）(1)イ，ロまたはハの場合で，料金の算定期間が１月とならないときは，料金割引は行ないません。

６　契 約 の 変 更

お客さまが，３（適用範囲）(2)に該当していないことが明らかになった場合は，契約種別をおトクｅプラン（おトクｅプラン料金条件を適用いたします。）に変更いたします。

なお，契約種別変更後の料金適用開始の日は，当社にて定め，お客さまにお知らせいたします。

７　そ　の　他

(1)　需給条件23（料金等のお知らせおよび請求）(3)にかかわらず，書面発行手数料は申し受けません。

(2)　需給条件別表７（日割計算の基本算式）(1)ロの場合の基本算式は，別表２（料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）によるものといたします。

(3)　電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の別表２（料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）の「検針期間等の日数」および「暦日数」は，次によります。

イ　検針期間等の日数

(ｲ)　電気の供給を開始した場合は，開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から，需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

(ﾛ)　需給契約が消滅した場合は，消滅日の直前の検針日から，当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

ロ　暦　日　数

(ｲ)　電気の供給を開始した場合は，そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間等の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

(ﾛ)　需給契約が消滅した場合は，そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間等の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

(4)　この料金条件にもとづく需給契約を開始後１年に満たないお客さまについては，原則として他の契約種別に変更することはできません。

附　　則

１　実　施　期　日

この料金条件は，　2023年６月１日から実施いたします。

２　この料金条件の実施にともなう経過措置

(1)　この料金条件にもとづく，2023年６月検針日の前日までの料金は，本則５（料金）にかかわらず，その１月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および需給条件別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，需給条件附則２（この需給条件の実施にともなう経過措置）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は，需給条件附則２（この需給条件の実施にともなう経過措置）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，需給条件附則２（この需給条件の実施にともなう経過措置）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は，需給条件附則２（この需給条件の実施にともなう経過措置）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ　最　低　料　金

１契約につき最初の11キロワット時まで	**411円40銭**

ロ　電 力 量 料 金

11キロワット時をこえ120キロワット時までの１キロワット時につき	**20円37銭**
120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき	**26円44銭**
300キロワット時をこえる１キロワット時につき	**28円30銭**

ハ　特 別 割 引 額

特別割引額は，１月につき次のとおりといたします。

１契約につき	**88円00銭**

ただし，需給条件20（料金の算定）(1)イ，ロまたはハの場合で，料金の算定期間が１月とならないときは，料金割引は行ないません。

(2)　需給条件附則２（この需給条件の実施にともなう経過措置）(2)ロ(ｲ)の基準単価は，次のとおりといたします。

最 低 料 金	１契約につき最初の11キロワット時まで	**2円15銭4厘**
電力量料金	上記をこえる１キロワット時につき	**19銭6厘**

別　　表

1　基 準 単 価

燃料費調整単価の算定に使用する基準単価は，次のとおりといたします。

最 低 料 金	１契約につき最初の11キロワット時まで	**1円69銭4厘**
電力量料金	上記をこえる１キロワット時につき	**15銭4厘**

2　料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式

(1)　料金適用上の電力量区分を日割りする場合の基本算式は，次のとおりといたします。

$$\text{最低料金適用電力量} = 11\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間等の日数}}$$

なお，最低料金適用電力量とは，需給条件別表７（日割計算の基本算式）(1)イにより算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第１段階料金適用電力量} = 120\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間等の日数}} - \text{最低料金適用電力量}$$

なお，第１段階料金適用電力量とは，11キロワット時をこえ120キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第２段階料金適用電力量} = 300\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間等の日数}} - \text{最低料金適用電力量} - \text{第１段階料金適用電力量}$$

なお，第２段階料金適用電力量とは，120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をい

います。

(2)　需給条件20（料金の算定）(1)ハに該当する場合は，(1)の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間等の日数}} \text{ は，} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

(3)　(1)に規定する日割計算後の最低料金適用電力量，第１段階料金適用電力量および第２段階料金適用電力量の単位は，１キロワット時とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。